相談支援事業所

問い合わせ先　福祉課
TEL (232) 4913　FAX (232) 4923

障がい者やその保護者を対象に、菊陽町から委託を受けた相談支援事業所の専門職員が、日常生活や障害福祉サービスの利用などについての相談をお受けします。また、申請をするときの支援、サービス事業者との連絡調整なども行います。

利用料は無料です。

◆相談の例

「障がい者手帳を取得するためには、どうすればよいか」「どんなサービスを利用したらよいか」
「ヘルパーさんを頼みたいが、手続きの方法がわからない」「申請書の書き方がわからない」
「仕事に就く前に訓練を受けたい。どうすればいいか」　など

相談支援センター「SUN」

所在地	菊陽町大字久保田2596
電話	096（227）7010
FAX	096（227）7015
相談時間	月曜～金曜（土日・祝日は除く） 午前9時～午後5時15分

きくよう地域生活支援センター

所在地	菊陽町大字原水5587
電話	096（232）8518
FAX	096（232）8518
相談時間	月曜～金曜（土日・祝日は除く） 午前9時～午後5時

基幹相談支援センター「haru」

所在地	菊陽町大字久保田2800番地（福祉課内）
電話	080（1542）1741
FAX	096（227）7015
相談時間	月曜～金曜（土日・祝日は除く） 午前9時～午後5時15分

障害者就業・生活支援センター

問い合わせ先　熊本県北部障害者就業・生活支援センター　がまだす
TEL 0968（25）1899　FAX 0968（25）6602　メール gamadasu@kikuaikai.org

就業や就業に伴う日常生活上の支援を必要とする障がい者を対象に、センター窓口での相談、職場や家庭訪問等による指導・相談を行います。利用料は無料です。

◆こんなときにご相談ください

●「働きたい」けど、どうしたらいいかわからない　●就職する力を身につけたい
●職場での仕事が変わってしまって困っている　●仕事に行きたくなくなった
●お金の管理がうまくいかない

◆利用方法

電話やファックス、メールなどでご連絡ください。

児童発達支援センター 輝なっせ

問い合わせ先
TEL 0968（24）5667
FAX 0968（24）5181

子育てのしにくさや、お子さん自身の困り感などのご心配があられる方に、その心配などを軽減できるように一緒に考え、お子さん自身も関わる方もよりよく生活できるようにお手伝いします。

◆利用できる方

お子さんの発達に不安を感じている保護者・家族の方、お子さんに関わる方（保育園・幼稚園・学校　他）

◆主な相談内容

発達相談、関わり方、医療機関や福祉サービスに関すること、就学・学校への不安、関係機関との連絡調整など

◆利用方法

まずはお電話してください。利用料は無料です。

障がい者虐待防止センター

問い合わせ先

菊陽町障害者虐待防止センター（福祉課）平日8:30～17:15　TEL 096（232）4913

熊本菊陽学園　休日・夜間・早朝17:15～8:30　TEL 096（232）2080

平成24年10月に障害者虐待防止法が施行されました。どんな理由であれ、障がい者への虐待は禁止され、虐待を発見した人は通報する義務があります。

◆障がい者虐待とは

①養護者（家族）　②障がい者支援施設　③職場での虐待をいいます。

◆虐待の種類

①身体的虐待　②性的虐待　③心理的虐待　④放棄・放任（ネグレクト）　⑤経済的虐待　の5つに分かれます。

◆対象となる障がい者

心身に障がいのある方（障がい者手帳を所有していない方も含みます。）

障がい者虐待に関する通報や相談窓口は、菊陽町障害者虐待防止センター又は熊本県障害者権利擁護センターとなります。虐待の早期発見と防止のための対応を行います。虐待を発見したらお知らせください。